

【】国会の地位としくみ

【】国会の地位など

[国会の地位]

[解答 1]① 最高機関 ② 立法機関

[解説]

憲法は 41 条で、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定めている。また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会が国権の最高機関であるとされるのは、国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるからである。

すなわち、国会は主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(国民→国会→内閣、国民→国会→内閣→裁判所)。

また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

※出題頻度：「国権の最高機関◎」「唯一の立法機関◎」

「主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)、○(出題頻度が高い)、△(ときどき出題される))

[国会の地位]

国権の最高機関

主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから

唯一の立法機関

[解答 2]X 最高機関 Y 立法機関

[解答 3]① 国権 ② 唯一

[解答 4]① 国権の最高機関 ② 唯一の立法機関

[解答 5]国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

[解答 6]① 最高 ② 主 ③ 選挙 ④ 代表

[解答 7]国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから。

[国会議員の地位]

[解答 8]① 不逮捕 ② 免責

[解説]

国民の代表という重大な役割を果たすため、国会議員は自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくても議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)(国民の平均よりも高い)が支払われる。

また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない不逮捕特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない免責特権を持っている。

※出題頻度：「不逮捕特権△」「免責特権△」

[国会議員の地位]

不逮捕特権
免責特権

[解答 9](1)① 不逮捕特権 ② 免責特権 (2) 歳費 (3) 国民の代表という重大な役割を果たすため、自由に活動できなければならないから。

【】 二院制

[解答 10] 二院

[解説]

国会は、任期が短く解散制度がある衆議院と、任期が長く解散がない参議院の2つの議院で構成されているが、これを二院制という。二院制をとっている理由は、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐためである。

〔二院制〕

国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため

慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため

※出題頻度：「二院制○」「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため○」

「慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため○」

[解答 11](1) 二院制 (2) ア, エ

[解答 12] 一方の議院の行きすぎ

[解答 13](1)① 衆議 ② 参議 ③ 二院制 (2) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

[解答 14] 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができる

[解答 15](1)① 衆議院 ② 参議院 (2) 二院制 (3) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

【】 任期・被選挙権・定数などのちがい

[任期のちがい]

[解答 16]① 4 ② 6

[解説]

衆議院議員の任期は4年と短く、しかも、解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短くなる(約2.8年)。このため、衆議院は世論を敏感に反映しやすい。これに対し、参議院議員の任期は6年と比較的長く、解散制度もない。ただし、参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

〔任期〕

衆議院議員：4年, 解散あり

参議院議員：6年, 解散なし

(3年ごとに半数改選)

※出題頻度：「衆議院：任期4年で解散あり○」

「参議院：任期6年で解散なし、3年ごとに半数を改選○」

[解答 17](1) 4年 (2) 6年 (3) 衆議院

[解答 18](1) 衆議院には解散があるから。 (2) 3年ごとに議員の半数が改選されるから。

[解答 19](1)① 最高 ② 立法 ③ 衆議院 ④ 参議院 ⑤ 4 ⑥ 解散 ⑦ 3 (2) 二院制
 (3) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえることができること。(国民の
 さまざまな意見をより広く国会に反映させることができること。)

[任期・被選挙権・定数などのちがい]

[解答 20]① 25 ② 30

[解説]

	衆議院	参議院
定数	465 人	248 人
任期	4 年(解散あり)	6 年(解散なし)(3 年ごとに半数改選)
被選挙権	25 歳以上	30 歳以上
選挙権	18 歳以上	18 歳以上

※出題頻度：「定数(465 人・248 人)△」「任期(4 年・6 年)○」「被選挙権(25 歳以上・30 歳以上)○」「選挙権 18 歳以上△」

[解答 21]① 4 ② 18 ③ 25 ④ 30

[解答 22]① 465 ② 248 ③ 4 ④ 6 ⑤ 18 ⑥ 25 ⑦ 30

[解答 23]① 4 ② 6 ③ 25 ④ 30 ⑤ 比例代表 ⑥ 小選挙区 ⑦ 選挙区 ⑧ 465
 ⑨ 248 ⑩ あり ⑪ なし

[解答 24]① 参議院 ② 衆議院 ③ 衆議院 ④ 衆議院

[解答 25]エ

[解説]

エが誤り。被選挙権については衆議院議員 25 歳以上、参議院議員 30 歳以上と違いがあるが、選挙権は 18 歳以上と同じである。

【】 衆議院の優越の根拠

[解答 26]① 優越 ② 解散

[解説]

両院がたがいに抑制しあうことによって、慎重に審議し、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映

させる目的で二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、不都合

が生じるおそれがある。たとえば、衆議院は与党が多数を占め、参議院は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」になっている場合には、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。

【衆議院の優越】

衆議院は任期が短く解散もあるため
 国民の意見とより強く結びついているから

予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつまでも決着がつかないではすまされない。そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名、条約の承認について、衆議院の優越を定めている。任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついている(世論をより敏感に反映する)衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするために、衆議院に優越した地位を与えているのである。
※出題頻度：「衆議院の優越○」「任期が短く解散もある→国民の意見とより強く結びついている◎」

[解答 27]イ

[解答 28]① 優越 ② 任期 ③ 解散 ④ 国民

[解答 29](1) 衆議院の優越 (2) エ

[解答 30]衆議院には解散の制度があること。

[解答 31]衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。

[解答 32](1) 二院制 (2) 衆議院の優越 (3) 任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついていること。

【】国会の種類

[常会(通常国会)]

[解答 33]常会(通常国会)

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議・議決される。会期は150日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。

※出題頻度：「常会(通常国会)◎」「毎年1月△」「150日間△」

「予算の審議・議決△」

[解答 34](1) 常会(通常国会) (2) イ

[解答 35]ウ

[特別会(特別国会)]

[解答 36]特別会(特別国会)

[解説]

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

※出題頻度：「特別会(特別国会)◎」「衆議院解散による総選挙の日から30日以内に召集される△」「内閣総理大臣の指名○」

[常会(通常国会)]
毎年1月に開かれる。
会期は150日間。
予算の審議・議決

[特別会(特別国会)]
衆議院の総選挙後30日以内に開催される
内閣総理大臣の指名を行う

[解答 37]エ

[解答 38](1)① 30 ② 特別会(特別国会) (2) 内閣総理大臣の指名

[解答 39]エ→イ→ア→ウ

[臨時会(臨時国会)]

[解答 40]臨時会(臨時国会)

[解説]

りんじかい りんじこっかい
臨時会(臨時国会)は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員の 4分の1以上の要求があったときに しょうしゅう 召集される。

[臨時会(臨時国会)]
内閣が必要と認めたとき
議員の4分の1以上の要求

※出題頻度：「臨時会(臨時国会)○」「4分の1以上△」

[解答 41]① 4 ② 臨時会(臨時国会)

[解答 42]62人以上

[解説]

臨時国会は、衆議院か参議院いずれかの総議員の4分の1以上の要求があった場合などに召集される。 $245 \div 4 = 61.25$ (人)なので、62人以上の参議院議員の要求が必要となる。

[国会の種類全般]

[解答 43]① 常会(通常国会) ② 臨時会(臨時国会) ③ 特別会(特別国会)

[解説]

種類	会期と召集	主な議題
常会 (通常国会)	会期は <u>150</u> 日。毎年 1 回 <u>1</u> 月中に召集される。	翌年度の <u>予算の審議</u>
臨時会 (臨時国会)	内閣またはいずれかの議院の総議員の <u>4分の1以上</u> の要求があったとき開催。	補正予算の審議 緊急に必要な議題
特別会 (特別国会)	衆議院の解散後の総選挙の日から <u>30</u> 日以内に <small>しょうしゅう</small> 召集される。	<small>ないかくそうりだいじん しめい</small> 内閣総理大臣の指名
参議院の緊急 集会	衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。	緊急に必要な事項

[解答 44]① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会) ③ 臨時会(臨時国会) ④ 緊急集会

[解答 45]① 1 ② 150 ③ 内閣 ④ 4 ⑤ 解散 ⑥ 30 ⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 緊急集会

[解答 46]A 常会(通常国会) B 特別会(特別国会) C 臨時会(臨時国会) D 内閣総理大臣

[解説]

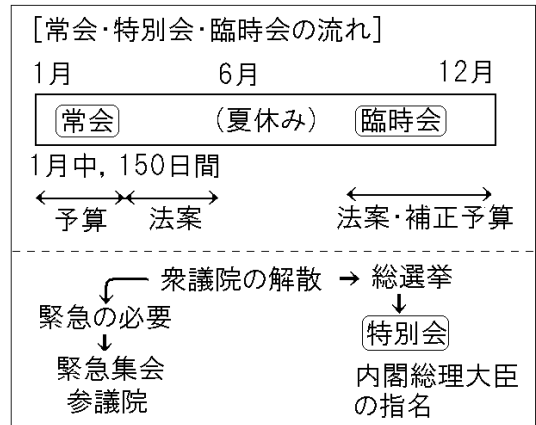
毎年1月中旬に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議される。会期は150日間で、予算成立後は、法案審議を進める。6月中ごろに会期が迫るが、その際、会期延長が行われることがある。

その後、国会は夏休みをへて、秋から臨時会(臨時国会)が開かれる。臨時会は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員

の4分の1以上の要求があったときに召集されることになっているが、実際には毎年9月ごろに開かれている。ここでは、もっぱら法案審議が中心になる。

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

衆議院の解散中に、必要が生じたときは参議院の緊急集会在開かれる。



[解答 47](1)a 常(通常国) b 特別(特別国) c 臨時(臨時国) (2) 内閣総理大臣の指名

(3) 予算

[解答 48]イ

[解説]

イが誤り。「衆議院の解散後から30日以内」ではなく、「衆議院の解散後の総選挙の日から30日以内」に特別会が召集される。

【】国会の仕事

【】法律の制定

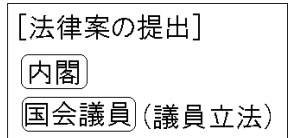
[法律案の提出]

[解答 49]国会議員

[解説]

法律案は内閣または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法という。議員提出の法律案の成立割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い傾向がある。例えば第196回常会(2018年)では、内閣が提出した65件の法律案のうち成立したものは60件である(成立率は92%)。これに対し、議員が提出した71件の法律案のうち成立したものは20件である(成立率は28%)。

(統計出典)内閣法制局ホームページ(<http://www.clb.go.jp/contents/all.html>)



※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「議員立法△」

[解答 50]議員立法

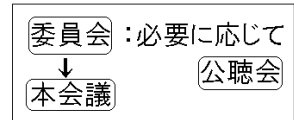
[解答 51]国会議員提出の法律案の成立の割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い。

[委員会・公聴会→本会議]

[解答 52]委員会

[解説]

膨大な法案を最初から本会議にかけて一から審議する時間的余裕がないため、各分野の専門の委員会をそれぞれ作り、事前に専門性を有するそれらの委員会で検討し、内容をある程度につめて、審議の効率化を図っている。委員会は国会内に作られるもので、委員会のメンバーは当然、国会議員である。国会議員は、必ずどこかの委員会に属さなくてはならない。委員会で必要に応じて、関係者や学識経験者の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。



※出題頻度：「委員会◎」「公聴会○」「本会議◎」

[解答 53]① 本会議 ② 委員会 ③ 公聴会

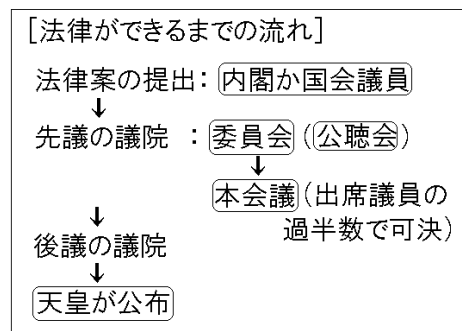
[解答 54]関係者や学識経験者の意見を聞くために開かれる会議。

[法律ができるまでの流れ]

[解答 55]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会

[解説]

法律案は国会議員または内閣によって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の委員会で審議され、場合によっては関係者や学識経験者の意見を聞く公聴会が開かれることもある。その後、法律案は、本会議に移されて審議・議決が行われる。



委員会や本会議で法律案が可決されるためには、出席議員の過半数の賛成が必要である。可決されれば、

他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

議事の決定は、多数決が原則だが、少数意見にも配慮が必要なことは民主主義では当然のことである。さらに会議は国民への公開が原則で、そのためにテレビ中継なども行なわれる。

※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「委員会◎」「公聴会○」「本会議◎」

「出席議員の過半数で可決△」「天皇が公布○」

[解答 56]A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 本会議 E 天皇

[解答 57](1) 内閣, 国会議員 (2)B 公聴会 C 本会議 D 天皇

[解答 58](1) 内閣 (2) 公聴会 (3)C 本会議 D 天皇 (4)① 出席 ② 過半数

[解答 59]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会 ④ 本会議 ⑤ 過半 ⑥ 天皇 ⑦ 少数
⑧ 公開

[解答 60](1) 42 (2) 少数の意見が尊重されること。

[解説]

(1) 本会議の定足数は総議員の3分の1以上である。議員数が248人なので、定足数は、 $248 \div 3 = 82.66\cdots$ で83人である。法律案は出席議員の過半数で可決されるので、出席議員が83人の場合、 $83 \div 2 = 41.5$ なので、過半数は42人である。

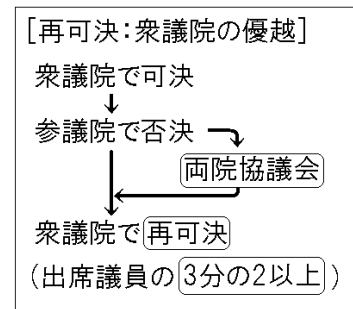
[再可決：衆議院の優越]

[解答 61]3分の2

[解説]

法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる。(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない。)

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の3分の2以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。



※出題頻度：「出席議員の3分の2以上で再可決◎」「両院協議会○」

[解答 62]ア

[解説]

再可決には出席議員の3分の2以上が必要である。総議員の3分の2以上ではない。

[解答 63]① 両院協議 ② 出席議員 ③ 3分の2 ④ 再可決

[解答 64]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決すること。

[解答 65]300人

[解説]

再可決には出席議員450人の3分の2の300人以上の賛成が必要である。

[解答 66]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したため、成立した。

[解説]

この法律案は、衆議院で賛成多数で可決されたが、参議院では反対多数で否決された。そして、再び、衆議院で採決が行われた。棄権票はなかったので、出席議員は、 $334 + 133 = 467$ (人)である。 $467 \times \frac{2}{3} = 311.3\cdots$ (人)なので、出席議員の3分の2以上(334)の多数で決したため、成立した。

【】 予算の審議・議決

[予算の提出・先議権]

[解答 67]先議権

[解説]

政府は、毎年、どの程度の税金^{ぜいきん}などの収入があり、それをどのように使うかという見積もり^{みっ}を立てる。この見積もりを予算^{よきん}という。予算を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出

[予算の提出・先議権]

内閣が提出

衆議院に先議権

することはできない。予算の原案は財務省^{げんあん ざいむしょう}が作成し、内閣が国会に予算を提出する。予算はまず衆議院に提出される。これを予算の先議権^{せんぎけん}という(法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。

※出題頻度：「内閣が提出△」「衆議院に先議権○」

[解答 68]① 予算 ② 衆議院

[解答 69](1) 予算 (2) 財務省 (3) 内閣 (4) 衆議院

[解答 70](1) 予算 (2) 予算は衆議院に先議権があるから。 (3)① 内閣 ② 委員会

③ 公聴会

[解説]

法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわないが、予算の場合は、衆議院に先議権^{せんぎけん}がある。予算を提出できるのは①の内閣のみである。②の予算委員会において、関係人や学識経験者の意見を聞く公聴会^{こうちようかい}を開くこともある。

[予算が参議院で否決されたとき]

[解答 71]両院協議

[解説]

予算はまず衆議院に提出される(先議権)。衆議院では、まず予算委員会よさんいんかいで審議・議決しんぎ ぎけつを行った後、本会議ほんかいぎで審議・議決を行う。衆議院で可決された予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員会→本会議と審議・議決が行われる。参議院でも可決されれば予算が成立する。

問題なのは、参議院が予算を否決ひけつした場合である。

このときは、必ず両院協議会りょういんぎょうぎかいが開かれる。

両院協議会で意見が一致しないときは、衆議院の議

決が優先ゆうせんされ、予算は成立する。また、参議院が30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。このように、予算について、憲法は特に強い衆議院の優越ゆうえつを定めている。予算は、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よりも、衆議院の優越を強くしている。

※出題頻度：「両院協議会で意見が一致しないとき○、参議院が30日以内に議決しないとき△→衆議院の議決が国会の議決となる○」

[解答 72]① 両院協議会 ② 30 ③ 衆議院

[解答 73]ウ

[解説]

アは誤り。法律と違って、予算の場合には衆議院に先議権がある。

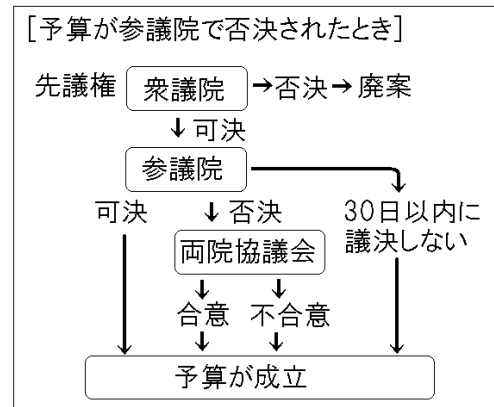
イは誤り。衆議院で可決した予算を参議院で否決した場合は、両院協議会が開かれる。両院協議会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となり、予算は成立する。

エは誤り。法律案と違って、予算を提出できるのは内閣のみである。

[解答 74]A：ウ B：イ C：ア

[解答 75](1)① 本会議 ② 両院協議会 (2) 公聴会 (3) イ

[解答 76]両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の議決が国会の議決となる。



【】国会のその他の仕事

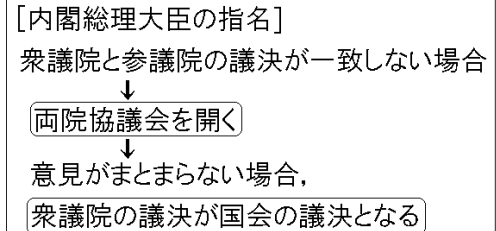
[内閣総理大臣の指名]

[解答 77]衆議

[解説]

ないかくそうりだいじん しめい
内閣総理大臣の指名も国会の重要な仕事である。
国会は、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。
衆議院と参議院が異なる人を指名して、
りょういんきょうぎかい
両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、
衆議院の議決が国会の議決となる。

※出題頻度:「衆議院と参議院が異なる人を内閣総理大臣に指名→両院協議会○→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」



[解答 78]① 両院協議会 ② 衆議院

[解答 79](1) 内閣総理大臣 (2) 両院協議会 (3) 衆議院の議決が国会の議決になる。

[解答 80]両院協議会で両議院の意見が一致しなかったため、衆議院の優越によりXさんが指名された。

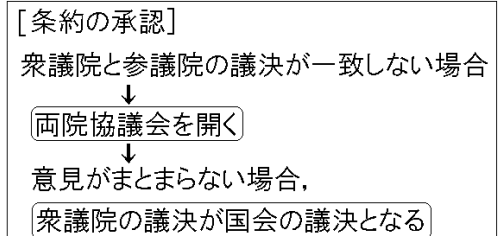
[条約の承認]

[解答 81]① 内閣 ② 承認 ③ 両院協議

[解説]

国どうしや、国と国際機関との間で結ばれた、文書による取り決めのことを条約じょうやくという。条約は内閣が結ぶが、その際に国会の承認しょうにんを受ける必要がある。条約の承認について、衆議院と参議院の議決が一致せず、両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。

※出題頻度:「条約の承認について、衆議院と参議院の議決が一致しないとき→両院協議会○→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」



[解答 82]両院協議会を開いても意見が一致しない

[国政調査権・弾劾裁判所の設置]

[解答 83]国政調査権

[解説]

国政調査権は、内閣などが行う国政を調査するために、記録の提出や証人の出頭などを要求できる権利である。内閣の政治をチェックしたり、国の政治全般に対して調査したりする権限で、これにより行政権を持つ内閣を抑制することができる。また、調査結果や証人の答弁などをしっかりと公開すれば、国民の知る権利にも応えることになる。

国政調査権

弾劾裁判所の設置

国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各7名(計14名)で組織される。戦後、これまでに7回開かれ5人が罷免されている。

※出題頻度：「国政調査権○」「弾劾裁判所○」

[解答 84]国政調査権

[解答 85]① 国政調査権 ② 弾劾裁判所の設置

[憲法改正の発議]

[解答 86]憲法改正

[解説]

憲法は国の基本法であり最高法規であるので、かるがるしく改正を行うべきではない。憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各議院において、総議員の3分の2以上の賛成で国会が憲法改正を発議する。

[憲法改正の発議]

各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議

(法律案であれば、「出席議員」の過半数で可決されるが、憲法改正は「総議員」の「3分の2以上」と、成立のための条件を厳しくしている。) 次に、憲法改正の可否について、国民投票を行い、その過半数の賛成があれば憲法改正が成立する。

※出題頻度：「憲法改正の発議○」「各議院の総議員の3分の2以上の賛成○」

[解答 87]イ

[解答 88]① 総議員 ② 3分の2 ③ 発議

[国会の仕事全般]

[解答 89] 条約の締結，予算案の作成

[解説]

(国会の仕事)

法律・予算など	法律の制定， <small>よざん</small> 予算の議決， <small>けつざん</small> 決算の承認， <small>じょうやく</small> 条約の承認
議院内閣制関連	内閣総理大臣の指名， <small>しめい</small> 内閣不信任案の議決(衆議院のみ)
その他	憲法改正の発議： <small>はつぎ</small> 各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要 弾劾裁判所の設置： <small>だんがいの</small> 裁判官をやめさせるかどうかを決める <small>こくせいちょうさけん</small> 国政調査権： <small>しんじん</small> 証人を呼んだり記録を提出させたりする

[解答 90] 条約の承認，憲法改正の発議，法律の制定，国政調査権の行使

[解答 91] ① 法律 ② 内閣総理大臣 ③ 予算 ④ 条約

【】 衆議院が優越する場合

[解答 92] 予算の議決，内閣総理大臣の指名

[解説]

[衆議院が優越する場合] 法律案の議決， <small>よざん</small> 予算の議決， <small>じょうやく</small> 条約の承認 内閣総理大臣の指名 <small>しめい</small> 内閣不信任決議(衆議院のみ)
[衆議院と参議院が対等の場合] 憲法改正の発議， <small>こくせい</small> 国政調査権， <small>さいばん</small> 裁判官の弾劾裁判， <small>けつざん</small> 決算の承認

※出題頻度：この単元はよく出題される。

[解答 93] 法律案の決議，条約の承認，予算の決議，内閣総理大臣の指名

[解答 94] (1) 衆議院の優越 (2) ア，ウ，オ，カ

[解答 95] 内閣不信任決議

[解答 96] 憲法改正の発議

[解答 97] ① 60 ② 出席議員 ③ 3分の2 ④ 先議権 ⑤ 両院協議会 ⑥ 30

⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 10 ⑨ 不信任

[解答 98] ① 条約 ② 内閣総理大臣 ③ 両院 ④ 参 ⑤ 衆 ⑥ 3分の2 ⑦ 4 ⑧ 短
⑨ 解散

【】 総合問題

[解答 99]① 最高 ② 立法 ③ 不逮捕 ④ 免責 ⑤ 二院 ⑥ 慎重 ⑦ 優越 ⑧ 任期
⑨ 解散 ⑩ 4 ⑪ 解散 ⑫ 6 ⑬ 3 ⑭ 25 ⑮ 30 ⑯ 常(通常国) ⑰ 特別(特別国)
⑱ 内閣総理大臣 ⑲ 臨時(臨時国) ⑳ 緊急

[解答 100]① 内閣 ② 国会議員 ③ 委員会 ④ 公聴会 ⑤ 本会議 ⑥ 天皇
⑦ 両院協議 ⑧ 3分の2 ⑨ 衆議 ⑩ 先議 ⑪ 内閣総理 ⑫ 承認 ⑬ 内閣
⑭ 国政調査 ⑮ 憲法改正 ⑯ 弾劾

[解答 101](1)① 最高 ② 唯一 ③ 立法 ④ 主 (2)① 不逮捕特権 ② 免責特権
(3) 二院制 (4) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によ
って一方の議院の行きすぎをおさえるため。 (5)① 4 ② 解散 ③ 6 ④ 3 ⑤ 18
⑥ 25 ⑦ 30

[解答 102](1) 衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているか
ら。 (2) 衆議院の優越 (3) ア, ウ, オ, カ (4) 内閣不信任決議 (5)①A 通常 B 特別
C 臨時 ② 予算 ③ 150日間 ④ 内閣総理大臣の指名 ⑤ 参議院の緊急集会

[解答 103](1) 内閣 (2) 委員会 (3) 公聴会 (4) 本会議 (5) 出席議員の過半数の賛成が
必要。 (6)① 両院協議 ② 出席議員 ③ 3分の2 (7) 衆議院の優越 (8) 天皇

[解答 104](1) 内閣 (2) 先議権 (3) 両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の
議決が国会の議決となる。 (4)① 内閣総理大臣 ② 承認 ③ 国政調査 ④ 弾劾
⑤ 発議